



地 方 厚 生 (支)局 医 療 課 長都道府県民生主管部(局)

国民健康保険主管課(部)長 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)長 殿

厚生労働省保険局医療課長(公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官(公印省略)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 等の一部改正について

今般、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和5年6月1日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

- 別添1 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和4年3月4日保医発0304第1号)の一部改正について
- 別添2 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(令和4年3 月4日保医発0304第9号)の一部改正について
- 別添3 「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」(令和4年3月4日保医発0304 第11号)の一部改正について
- 別添4 「特定保険医療材料の定義について」(令和4年3月4日保医発0304第12号) の一部改正について

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 (令和4年3月4日保医発0304第1号)の一部改正について

- 1 別添1の第2章第10部第1節第9款K697-3に次を加える。
 - (5) 末梢神経ラジオ波焼灼療法(一連として)は、次に掲げる要件をいずれも満たす場合に限り算定できる。
 - ア 整形外科的な外科的治療の対象とならない変形性膝関節症に伴う慢性疼痛を有する患者のうち、既存の保存療法で奏効しない患者に対して、疼痛緩和を目的として、上外側膝神経、上内側膝神経及び下内側膝神経に末梢神経ラジオ波焼灼療法を行った場合は、本区分の所定点数の「1」ロを準用して算定する。
 - イ 関連学会の定める適正使用指針を遵守し、変形性膝関節症に関して、専門の知識及び6年以上の経験を有し、関連学会が定める所定の研修を修了している常勤の整形外科の医師が実施した場合に限り算定する。
- 2 別添1の第2章第10部第1節第11款K838-2の次に次を加える。

K841 経尿道的前立腺手術

(1) 前立腺組織用高圧水噴射システムを用いて経尿道的前立腺切除術を行う場合は、関連学会の定める適正使用指針を遵守し、前立腺肥大症の経尿道的切除術の治療に関して、専門の知識及び少なくとも5年以上の経験を有し、関連学会が定める所定の研修を修了している常勤の泌尿器科医が実施した場合に限り本区分の所定点数を準用して算定する。

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」 (令和4年3月4日保医発0304第9号)の一部改正について

- 1 Iの3の220の次に次を加える。
 - 224 前立腺組織用高圧水噴射システム
 - (1) 前立腺組織用高圧水噴射システムは、前立腺体積が 50mL 以上の前立腺肥大症による下部尿路症状に対して、経尿道的前立腺手術よりも患者の負担の減少等を図る必要がある場合において、前立腺組織の切除及び除去を目的に使用した場合に限り算定できる。
 - (2) 前立腺組織用高圧水噴射システムは、関連学会が定める適正使用指針に従って使用した場合に限り算定できる。

「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」 (令和4年3月4日保医発0304第11号)の一部改正について

1 別表1のIの「処置」の「低周波治療器」の項を次のように改める。

特定診療報酬算	定義					
定医療機器の区分	薬事承認_	上の位置付け	その他の	対応する診療報酬項目		
	類別	一般的名称	条件			
低周波治療器	機械器具 (12) 理学診療 用器具	低周波治療器 干渉電流型低周波治療器 強さ期間測定低周波治療器 治療器 低周波治療器・干渉電 流型低周波治療器・ 音波治療器組合 音波治療器組合 学療法機器 交番磁界治療器	患や電磁をも の を は激る	J119	消炎鎮痛等処置 2 器具等による 療法	

「特定保険医療材料の定義について」 (令和4年3月4日保医発0304第12号)の一部改正について

- 1 別表のⅡの 074(1)①中「「体内固定用ステープル」」を「「体内固定用ステープル」又は「吸収性体内固定用組織ステープル」」に、②中「骨、軟部組織又は人工靱帯」を「骨、軟部組織、人工靱帯又は腱再生材」に改める。
- 2 別表のⅡの087(2)を次に改める。
 - (2) 機能区分の考え方

使用目的、電極数及び付加機能により、疼痛除去用(7区分)及び振戦軽減用(5 区分)の合計 12 区分に区分する。

- 3 別表のⅡの087(3)に次を加える。
 - ② 振戦軽減用(16極以上用・充電式・自動調整機能付き) 次のいずれにも該当すること。
 - ア パーキンソン病、ジストニア又は本態性振戦に伴う振戦等の症状の軽減効果 を目的として使用するものであること。
 - イ 16以上の電極に通電し、電位を自由に設定できること。
 - ウ 患者の皮下に植え込んだ状態で、体外にある機械から遠隔で充電できること。
 - エ リード電極を介して脳内で発生する電位を測定する機能を有し、測定した電 位を基に、刺激強度を自動調整できること。
- 4 別表のⅡの 222 の次に次を加える。
- 223 腱再生誘導材

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事承認又は認証上、類別が「医療用品(4)整形用品」であって、一般的名称が「コラーゲン使用吸収性腱再生材」であること。
- (2) 腱板断裂部に導入して腱を管理及び保護し、損傷部位の修復を促進することを目的とするものであること。
- (3) シート状の構造であり、ヒト以外の動物由来の吸収性材料であること。
- 224 前立腺組織用高圧水噴射システム

定義

次のいずれにも該当すること

- (1) 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(12)理学診療用器具」であって、一般的名称が「手術用ロボット手術ユニット」であること。
- (2) 高圧ポンプによって加圧された生理食塩水により前立腺組織の切除を行うシステムであること。

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和4年3月4日保医発0304第1号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

ア 腫瘍径3センチメートル以下の腎悪性腫瘍の一部若しく

改正 後 改正 別添1 別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第2章 特揭診療料 第1部~第9部 (略) 第1部~第9部 (略) 第 10 部 手術 第 10 部 手術 $1 \sim 26$ (略) $1 \sim 26$ (略) 第1節 手術料 第1節 手術料 第1款~第8款 (略) 第1款~第8款 (略) 第9款 腹部 第9款 腹部 $K635\sim K697-2$ (略) $K635 \sim K697 - 2$ (略) K697 - 3K697 - 3(1) 「1」及び「2」のそれぞれについて、「1」及び「1」 (1) 「1 | 及び「2 | のそれぞれについて、「イ | 及び「ロ | を併せて実施した場合には、主たるもののみ算定する。 を併せて実施した場合には、主たるもののみ算定する。 (2) 区分番号「K697-2」肝悪性腫瘍マイクロ波凝固法と (2) 区分番号「K697-2」肝悪性腫瘍マイクロ波凝固法と 併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。 併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。 (3) ここでいう2センチメートルとは、ラジオ波による焼灼範 (3) ここでいう2センチメートルとは、ラジオ波による焼灼範 囲ではなく、腫瘍の長径をいう。 囲ではなく、腫瘍の長径をいう。 (4) ラジオ波焼灼療法は、次に掲げる要件をいずれも満たす場 (4) ラジオ波焼灼療法は、次に掲げる要件をいずれも満たす場 合に限り算定できる。 合に限り算定できる。

ア 腫瘍径3センチメートル以下の腎悪性腫瘍の一部若しく

は全体、標準治療に不適若しくは不応の肺悪性腫瘍、悪性 骨腫瘍、類骨骨腫、骨盤内悪性腫瘍又は四肢、胸腔内及び 腹腔内に生じた軟部腫瘍に対する治療(症状緩和を含む) を目的として、ラジオ波焼灼療法を行った場合は、本区分 の所定点数を準用して算定する。ただし、関連学会の策定 する適正使用指針を遵守するとともに、適応となる患者の 妥当性について、専門的知識を有する複数の診療科の医師 による協議を行ったうえで判断すること。

イ 「1」及び「2」のそれぞれについて、「イ」及び「ロ」を併せて実施した場合には、主たるもののみ算定する。 ウ ここでいう2センチメートルとは、ラジオ波による焼灼 範囲ではなく、腫瘍の長径をいう。

- (5) 末梢神経ラジオ波焼灼療法(一連として)は、次に掲げる 要件をいずれも満たす場合に限り算定できる。
 - ア 整形外科的な外科的治療の対象とならない変形性膝関節症に伴う慢性疼痛を有する患者のうち、既存の保存療法で奏効しない患者に対して、疼痛緩和を目的として、上外側膝神経、上内側膝神経及び下内側膝神経に末梢神経ラジオ波焼灼療法を行った場合は、本区分の所定点数の「1」ロを準用して算定する。
 - イ 関連学会の定める適正使用指針を遵守し、変形性膝関節 症に関して、専門の知識及び6年以上の経験を有し、関連 学会が定める所定の研修を修了している常勤の整形外科の 医師が実施した場合に限り算定する。

 $K697 - 4 \sim K743 - 5$ (B)

第 10 款 (略)

第11款 性器

 $K828-2\sim K838-2$ (略)

K 8 4 1 経尿道的前立腺手術

(1) 前立腺組織用高圧水噴射システムを用いて経尿道的前立腺 切除術を行う場合は、関連学会の定める適正使用指針を遵守 し、前立腺肥大症の経尿道的切除術の治療に関して、専門の は全体、標準治療に不適若しくは不応の肺悪性腫瘍、悪性 骨腫瘍、類骨骨腫、骨盤内悪性腫瘍又は四肢、胸腔内及び 腹腔内に生じた軟部腫瘍に対する治療(症状緩和を含む) を目的として、ラジオ波焼灼療法を行った場合は、本区分 の所定点数を準用して算定する。ただし、関連学会の策定 する適正使用指針を遵守するとともに、適応となる患者の 妥当性について、専門的知識を有する複数の診療科の医師 による協議を行ったうえで判断すること。

イ 「1」及び「2」のそれぞれについて、「イ」及び「ロ」を併せて実施した場合には、主たるもののみ算定する。 ウ ここでいう2センチメートルとは、ラジオ波による焼灼 範囲ではなく、腫瘍の長径をいう。

(新設)

K 6 9 7 - 4 ~ K 7 4 3 - 5 (略) 第 10 款 (略)

第 11 款 性器

 $K828-2\sim K838-2$ (略) (新設)

知識及び少なくとも5年以上の経験を有し、関連学会が定め る所定の研修を修了している常勤の泌尿器科医が実施した場 合に限り本区分の所定点数を準用して算定する。

 $K841-2\sim K913-2$ (略)

第13款 (略)

第2節~第3節 (略)

第 11 部~第 13 部 (略)

第3章 (略)

 $K841-2\sim K913-2$ (略)

第13款 (略)

第2節~第3節 (略)

第 11 部~第 13 部 (略)

第3章 (略)

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(令和4年3月4日保医発0304第9号)の一部改正について (傍線の部分は改正部分)

改正後 改正 Ⅰ 診療報酬の算定方法(平成 20 年厚生労働省告示第 59 号)(以下「┃Ⅰ 診療報酬の算定方法(平成 20 年厚生労働省告示第 59 号)(以下「 算定方法告示」という。) 別表第一医科診療報酬点数表に関する事項 算定方法告示」という。) 別表第一医科診療報酬点数表に関する事項 1 • 2 (略) 1 • 2 (略) 3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料(フィルムを 3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料(フィルムを 除く。) に係る取扱い 除く。)に係る取扱い $001\sim220$ (略) $001\sim 220$ (略) (新設) 224 前立腺組織用高圧水噴射システム (1) 前立腺組織用高圧水噴射システムは、前立腺体積が 50mL 以 上の前立腺肥大症による下部尿路症状に対して、経尿道的前立 腺手術よりも患者の負担の減少等を図る必要がある場合におい て、前立腺組織の切除及び除去を目的に使用した場合に限り算 定できる。 (2) 前立腺組織用高圧水噴射システムは、関連学会が定める適正 使用指針に従って使用した場合に限り算定できる。 (3) 前立腺組織用高圧水噴射システムの使用に当たっては、診療 報酬明細書の摘要欄に医学的な根拠を詳細に記載すること。 (略) $4\sim6$ $4 \sim 6$ (略) II ~IV (略) $\Pi \sim IV$ (略)

「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」(令和4年3月4日保医発0304第11号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

青神科専門	療法 (略)					N// 1							
青神科専門	療法(略)					*/	(別表1)						
			I 医科点数表関係 医学管理等~精神科専門療法 (略) 処置					I 医科点数表関係 医学管理等~精神科専門療法 (略) 処置					
	定義				特定診療	定義							
報酬算定 薬事承認上		その他の	対応する診療報 酬項目			薬事承認上の位置付け		その他の	対応する診療報 酬項目				
ī別	一般的名称	条件				類別	一般的名称	条件					
é械器具 (12) 生学診療 器具	低周波治療器 武治療器 強治療器 調波治療器 調波治療療器 大治療療器 大治療療器 大治療 大治療器 大治療 大治療 大治療器 大治療器 大治療器 大治療器 大治療器 大治療器 大治療器 大治療器 大治療器 大治療器 大治療器 大治療器 大治療器 大治療器 大治療器 大治療器 大治療器 大治療器 大治療 大治療 大治療 大治療 大治療 大治療 大治療 大治療	患部筋肉 や神経に 電気 <u>又は</u> 磁気刺激 を与える もの	J119	消炎鎮 電 2 等に 素 まよ また 法	低周波治療器	機械器具 (12) 理学診療 用器具	低周波療器 干渉療器 強治療器 測定低 周波治療器 低周波治療器 低周波治療器 ・ 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	患部筋肉 や神経に 電気刺激 を与える もの	J119	消炎鎮 電 2 等に 素 まよ 法			
終 (1 生 号	戒器具 2) 学診療 器具	低周波治療器 干渉電流型低周 波治療器 強さ期間測定低 周波治療器 低周波治療器・ 氏周波治療器・ 干渉電流型低周 波治療器・ 政治療器組合 波治療器組合せ 理学療法機器 交番磁界治療器	一般的名称	一般的名称	一般的名称	一般的名称	一般的名称 条件 本件 で 類別	一般的名称 条件 四次 類別 一般的名称 人	一般的名称 条件 四次 一般的名称 条件 图次 上沙電流型低周波治療器 一般的名称 条件 低周波治療器 干沙電流型低周波治療器 一般的名称 条件 低周波治療器 一般的名称 条件 条件 一般的名称 条件 条件 一般的名称 条件 条件 一般的名称 条件 条件 平沙電流型低周波治療器 中海経に 電気刺激 を与える 表件 表件 表件 一般的名称 条件 条件 平沙電流型低周波治療器 表件 表件 表件 一般的名称 条件 条件 一般的名称 条件 条件 平沙電流型低周波治療器 表字 表字 表件 表件 表件 表件 表件 表件	一般的名称 条件 四次 条件 平沙 電流型 低周 波治療器 经表表 经表表			

「特定保険医療材料の定義について」(令和4年3月4日保医発0304第12号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正

(別表)

I (略)

Ⅱ 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第 Ⅲ 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第 10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料(フィルム を除く。) 及びその材料価格

 $001 \sim 073$ (略)

074 固定釘

(1) 定義

次のいずれにも該当すること。

- ① 薬事承認又は認証上、類別が「医療用品(4)整形用品」で あって、一般的名称が「体内固定用ステープル」又は「吸収性 体内固定用組織ステープル」であること
- ② 骨、軟部組織、人工靱帯又は腱再生材の固定の際に使用する かすがい形状の人工材料であること。
- ③ (略)

(2)~(3) (略)

075~085、086 (略)

- 087 植込型脳・脊髄電気刺激装置
 - (1) (略)
 - (2) 機能区分の考え方 使用目的、電極数及び付加機能により、疼痛除去用(7区分) 及び振戦軽減用(5区分)の合計12区分に区分する。
 - (3) 機能区分の定義

改正

(別表)

I (略)

10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料(フィルム を除く。)及びその材料価格

 $001 \sim 073$ (略)

074 固定釘

(1) 定義

次のいずれにも該当すること。

- ① 薬事承認又は認証上、類別が「医療用品(4)整形用品」で あって、一般的名称が「体内固定用ステープル」であること
- ② 骨、軟部組織又は人工靱帯の固定の際に使用するかすがい形 状の人工材料であること。
- ③ (略)

 $(2)\sim(3)$ (略)

075~085、086 (略)

087 植込型脳・脊髄電気刺激装置

- (1) (略)
- (2) 機能区分の考え方 使用目的、電極数及び付加機能により、疼痛除去用(7区分) 及び振戦軽減用(4区分)の合計11区分に区分する。
- (3) 機能区分の定義

①~① (略)

- ② 振戦軽減用(16極以上用・充電式・自動調整機能付き) 次のいずれにも該当すること。
- <u>ア</u> パーキンソン病、ジストニア又は本態性振戦に伴う振戦等 の症状の軽減効果を目的として使用するものであること。
- <u>イ 16 以上の電極に通電し、電位を自由に設定できること。</u>
- <u>ウ</u> <u>患者の皮下に植え込んだ状態で、体外にある機械から遠隔</u>で充電できること。
- <u>エ リード電極を介して脳内で発生する電位を測定する機能を有し、測定した電位を基に、刺激強度を自動調整できるこ</u>と。

088~222 (略)

223 腱再生誘導材

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事承認又は認証上、類別が「医療用品(4)整形用品」で あって、一般的名称が「コラーゲン使用吸収性腱再生材」であ ること。
- (2) 腱板断裂部に導入して腱を管理及び保護し、損傷部位の修復を促進することを目的とするものであること。
- (3) シート状の構造であり、ヒト以外の動物由来の吸収性材料であること。
- 224 前立腺組織用高圧水噴射システム

定義

次のいずれにも該当すること

- (1) 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具 (12) 理学診療用器 具」であって、一般的名称が「手術用ロボット手術ユニット」 であること。
- (2) 高圧ポンプによって加圧された生理食塩水により前立腺組織の切除を行うシステムであること。

①~⑪ (略)

(新設)

088~222 (略)

(新設)

(新設)